

4. 対象範囲

中心市街地バリアフリー計画の策定にあたっては、バリアフリー化を促進する地区(以下、「移動等円滑化促進地区」といいます。)を設定することになっており、バリアフリー法において以下のとおり定義されています。

[バリアフリー法 第2条]

二十の二 移動等円滑化促進地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

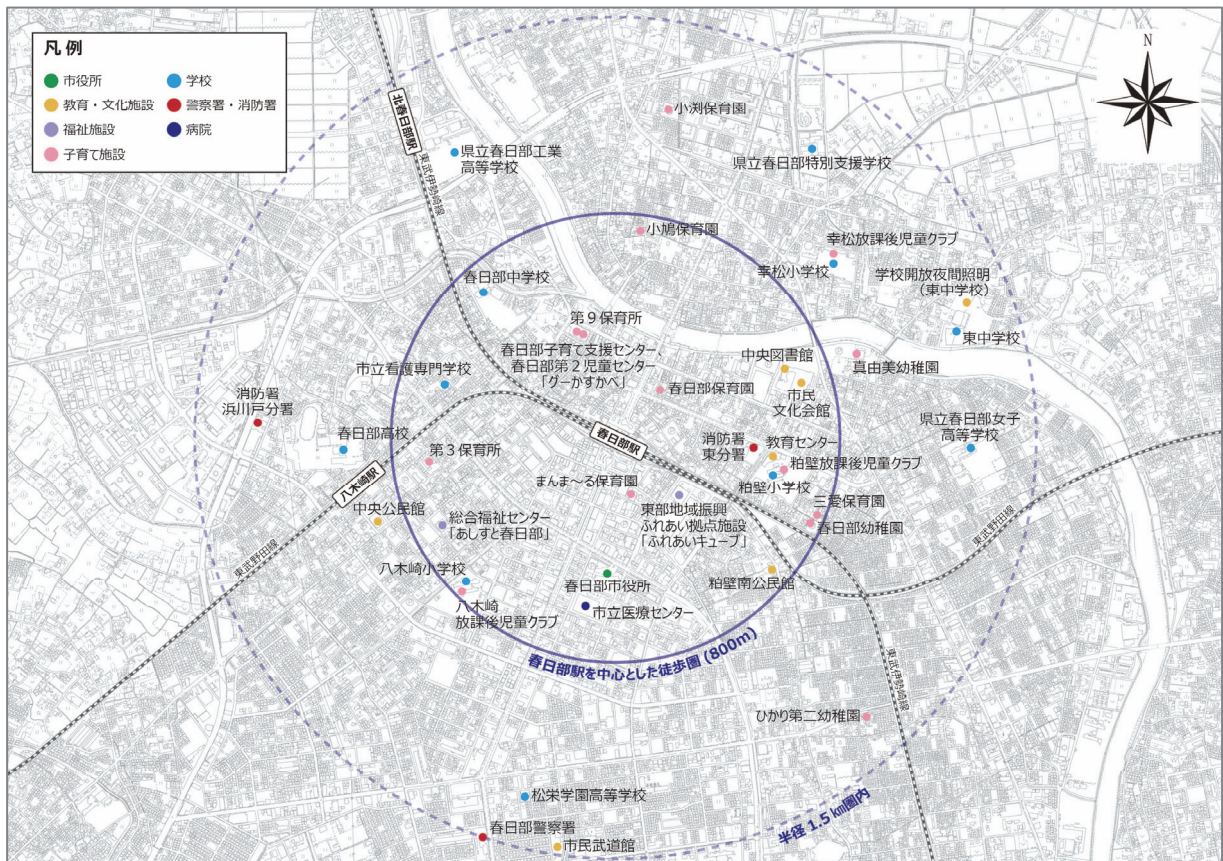
- イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

また、移動等円滑化促進地区の選定にあたっては、中心市街地、交通結節点、景観に優れた地区であることなど地域の特性に配慮して選定することが重要となります。

こういったなか、本市では連立事業と一体となった中心市街地のまちづくり検討が進められているため、中心市街地バリアフリー計画の対象範囲については、連立事業に係る春日部駅・八木崎駅周辺を優先的に検討することとします。

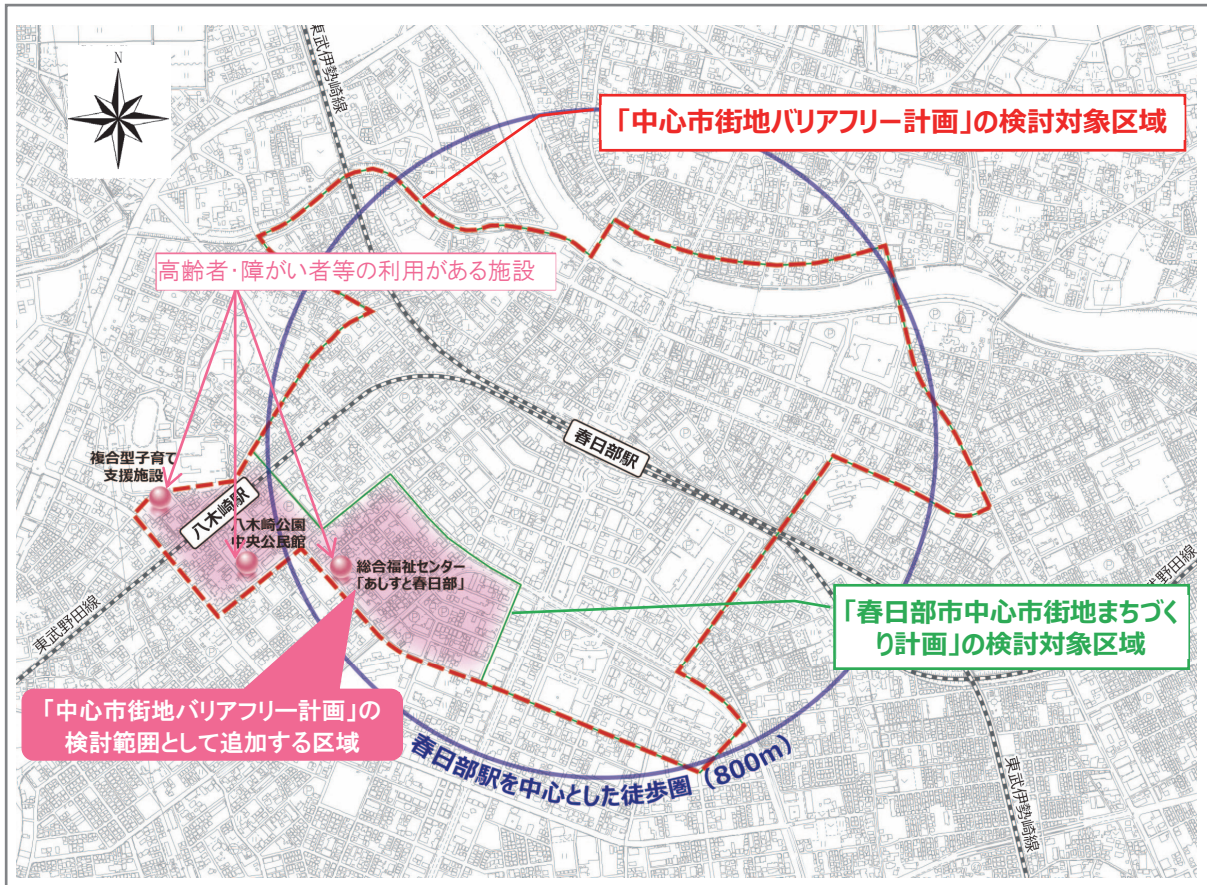
現在、春日部駅を中心とした主要な施設としては、下図に示すような施設があります。

■ 図8 | 春日部駅周辺の主要な施設と中心市街地バリアフリー計画の検討範囲



春日部駅・八木崎駅周辺の中心市街地バリアフリー計画の具体的な検討範囲は、春日部駅を中心とした徒歩圏域約 800m内となる「春日部市中心市街地まちづくり計画」の検討対象区域を基本としつつ、周辺の施設状況や道路状況を勘案しながら設定するものとします。

■ 図9 | 「春日部市中心市街地まちづくり計画」の検討対象区域



出典 | 春日部市中心市街地まちづくり審議会資料